第31回全国総会・交流集会への代表委員会報告 事故発生から6年8か月―「転換期」を迎えた福島を考える

2017年11月19日(日)—川崎市「サンピアンかわさき」 原発問題住民運動全国連絡センター筆頭代表委員・伊東達也

I、深刻な事態に直面する福島

1)、10万人以上が故郷に帰れない

○2017年4月1日までに避難指示区域等のあった12市町村のうち10市町村で帰還宣言(帰還困難区域は除く)が 出されたが、10万人以上の人が故郷に帰れないでいる

*政府は帰還宣言が出て「避難者数」が激減(「2017年2月:79,446人」から「7月:57,538人」へ)したと 発表

: それは避難先で自宅を確保した人や復興住宅・公的住宅に入居した人、避難区域外から避難した(自主 避難)人、また旧緊急時避難準備区域から避難した人々を避難者人数から除外してしているからである *政府の避難者人数は被害の実態を正しく反映していない

○被害の実態を少しでもよく示すのは「故郷に戻っていない人数」ではないか

- *避難指示区域(避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域)と旧緊急時避難準備区域のあった12市町村全体で故郷に戻っていない人数は、2017年8月時点の住民登録数131,619人の63.7%に当たる83,887人
- *6年間の避難生活の中で住民登録を移した人もいれば死亡した人もいるので、さらに実態をよく示すのは20 11年3月との対比であろう
 - : 2011年3月11日時点の12市町村の避難区域に住んでいた住民登録総数は147,475人。その67,6%に当たる99,743 人が故郷に戻っていない
 - : これに加えていわゆる「自主避難者」は2017年3月で支援が打ち切られるまで2万人を越しており、その うち何%の人が故郷に戻っているか公表されていない。もし50%であれば、故郷に戻っていない人は11 万人前後

2)、放射性廃棄物中間貯蔵施設の見通しない

- 〇環境省は事故6年8ヵ月を経過しながら現在なお、放射性廃棄物中間貯蔵施設についてリアルな説明責任を果
 - *環境庁は「中間貯蔵施設は、福島県内の除染にともない発生した土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間 安全に集中的に貯蔵する施設として、東電福島第一原子力発電所を取り囲む形で、大熊町・双葉町に整備 する」としている
 - *「安全に集中的に貯蔵する施設」という表現があるだけで、中間貯蔵施設の建設、放射性廃棄物の搬入、
 - 保管が安全に実施されることなどに、住民が納得する説明はされていない *「最終処分するまでの間」として「30年間」が示され、「県外最終処分」とされているが、住民が納得す る内容は示されていない
 - :放射能濃度が「30年間で約4割に低減」すること、①「分級」,②「化学処理」、③「熱処理」の技術で 減容化すること、その発生量は約1,600万m3~2,200万m3(東京ドームの約13~18倍)とされるが、これら の内容について、住民が納得する説明は示されていない
 - :「県外最終処分」についてはなにも説明されていない

3)、廃炉作業の見通しない

- 〇熔融燃料(デブリ)の実態が6年たってもつかめず、どのようにして取り出すかも確定できないでいる *2017年9月発表の4回目の「中長期ロードマップ」で取り出したデブリの「処理・処分」については「第3期・
 - 2021年12月以後」と書いているが、その見通しや処分場の説明はない
 - *建屋内プールにある1~3号機の使用済み燃料の取り出しも、2・3号機が「2023年度目処」と3年も先送り
 - *政府が発表した「廃炉完了30年~40年」はとても現実性はない

4)、空前絶後の惨事はいまも続いている

「転換期」を迎える福島 II

「福島切り捨て」へ舵

- ○深刻な事態に直面する福島であるにもかかわらず、原子力災害の加害者である政府、東京電力は「福島切り 捨て」に舵を切っている
 - *政府は避難指示区域等の解除と合わせて賠償等の打ち切り *福島県は「自主避難者」への住宅無償提供の打ち切り

 - *原子力規制委員会は柏﨑刈羽原6・7号機の新規制基準の適合性審査に加え、東電の「事業者」としての 「適格性」を問うたが、審査経過に反して一転、東電の「適格性」認める
 *東電は柏﨑刈羽原6・7号機の再稼働に軸足を移す
 :福島大惨事を起し、事故後の緊急諸対策も全うせず、柏﨑刈羽原6・7号機の再稼働などはありえない

No. 344

○福島第一原発の原子力災害に直面しても、安倍政権は原発推進政策と核燃料サイクル政策の検証を行わず、その推 進を堂々と宣言――このこと自体が「福島切り捨て」

2)、政府と東電は福島第一原発災害の加害責任を認め、被災者・被災地対策、事故収東対策に真摯に取り組 むこと

○政府と東電は福島第一原発災害の加害責任を率直に認め、根本的な反省にもとづいて、被災者・被災地対策、事故 収束対策に真摯に取り組むことを改めて要求

Ⅲ、山積している課題

1)、リアルな住民実態調査にもとづく支援策を

- ○福島大学は9月6日に第2回双葉郡住民実態調査を発表
 - *広野町を除く7町村の2万6582世帯に郵送。1万1081世帯から回答
 - *その主なものについて
 - <現在の職業は>無職・55.5%、②正規の職員・従業員・・20.6%、③パート・アルバイト・・6.9%
 - <生活の困りごとは>健康と介護··53.4%、②生活費··35.3%、③人間関係··34.9%、④仕事や事業··25.2%、 ⑤住居 · 23. %、⑥家族関係 · · 21. 4%
 - <今後の生活について>①ある程度不安・40.5%、②とても不安・33.8%、③どちらともいえない・・10.5%
 - <不安なこと、つらいことが7割を超えた回答>原発の廃炉までに事故が起きないか・・71.4%、②中間貯蔵施設・ 廃棄物施設の安全性・・70.3% ③地域のつながり、交流が薄くなった・・74.9%、④長年の友人・知人などのつ ながり、交流が薄くなった…72.1%
- 〇以上のアンケートからでも何を、どのようにしなければならないかが見えてくる。しかし、国はこれまで帰還する かどうかなどに関するアンケートに取り組んできたのに、こうした肝心の調査を行っていない
 - *第一に、帰った人々への調査が必要
 - :帰った人々が何に困り、何を望んでいるのかを、国が改めて調査する必要があるのではないか。これらの調査 のもとに、対応策を自治体と一緒に作り上げることが大切ではないか。この対応策の実施は、現在帰りたいと 考えている人が帰れる可能性を開くことにもなる
 - *第二に、帰れない人々への調査が必要
 - :復興庁・県・市町村による意向調査によれば、「戻りたい」と答えた人は今年の3月に帰還宣言した川俣町で43. 9%、飯舘村で33.5%、浪江町で17.5%、富岡町で16.0%
 - ころが5か月後の8月現在、戻った人は川俣町が22.0%、飯舘村が8.1%、浪江町が1.9%、富岡町が2.3%に過 ぎない。戻りたいと答えた人がなぜ戻れないのか。
 - : 帰れない人々の生活実態はどの行政機関も把握していないのではないか。ここでも国による丹念な調査が必要 ではないか。そこから帰れない理由もわかれば、政府が避難者を受け入れている全国の自治体と一緒になって どんな対応を取るべきかも明らかになるのではないか

 - *第三に、福島に住み続けている人への支援策が必要 : すでに支援策は無きに等しい事態となっているが、健康不安への施策の確立が何より望まれる
 - : 事故後子どもの体力低下や肥満問題が指摘されたがその後の関係者の取り組み強化で改善されつつあるとみら れている。しかし、成人になった際の影響を心配する声も多い。また、各種の精神不安が指摘されアルコール 依存症、孤独死、自殺、そして震災関連死の増加が問題となってきた。 県民世論調査では将来の健康不安を心 配する人が多い。こうした問題についての長い対応策が求められている。 : 事故時18歳未満者への甲状腺検診によってがんが発見された人をはじめとして生涯にわたっての健康を心配
 - する県民の声も大きい。少なくとも、事故時18歳未満の県民が今後、健康診断を受けたいという希望者には、 生涯どこでも、いつでも無料で対応できる仕組み作りが大切ではないか *なお、「自主避難者」については「第一」「第二」の調査対象に当然含まれるが、「自主避難者」が原発事故 による避難者である事情は変わらないという認識が必要

全10基廃炉と安全な廃炉作業は県民の安全・安心な暮らしの大前提

- ○第二原発の再稼働は県民にとってあり得ないことであり、廃炉を決定しないままでの存在そのものが、帰還したい 人が帰還できない理由の一つ
- ○第一原発の廃炉作業を長期にわたって安全に行うためには、働く人々の安定した身分保障と被ばくの低減化が前提 条件
 - *現在の何重にもわたる下請方式をやめ、東電の直接雇用や責任を持つ公団などによる直接雇用の実現が必要では ないか
 - *健康問題では、在職中から退職後までの一貫した健康管理ができる「福島第一原発事故被ばく管理手帳(仮称)」 を国と東電の責任で交付して、身近かな医療機関で受診できるような仕組みづくりが必要

3)、被害が続く限り賠償される仕組みづくり

- ○放射能公害による損害は極めて長期間にわたる。東電は「損害がある限り支払います」というが、証明するのは被 害者とされるため損害があっても泣いている県民は多い。「力があるものが勝つ」方式でない仕組みづくりが求め られる
- ○損害賠償の集団訴訟では賠償額はきわめて低いが、前橋地裁(3月)、千葉地裁(9月)、福島地裁(10月)で国の機関が 決めた「中間指針」を超える判決が続いている。この点では賠償の新たな枠組み作りが必要

4)、存続の危機にある自治体への特別な支援

○福島では原発事故が浜通り地方にあまりにも急速で極端な人口減少をもたらした

- *町民が納める税金ではとても町の維持はできない。「広域的な合併が必要」といわれるが、現在帰還して住んでいる人々の多くは高齢者であり、それでなくても最も行政の支援を必要としている人々が多く、広域的 合併は広域的な荒廃をもたらす危険性をはらんでいる
- *これらの自治体を存続させるためには、国や県による特別な支援策が必要
- *国も県も、原発立地と原発推進を「地域発展の要」として住民に呼びかけて(押し付けて)きた責任がある

Ⅳ、原発ゼロへの展望

1)、国民世論に背を向ける安倍政権

- ○政府は、福島第一原発事故の検証もなく、原発推進政策の検証もないままに原発再稼働と核燃料サイクル政策 推進に前のめり。しかし、国民世論は多数が反対
- ○国民意識は「3.11事故」によって大転換し、今もその途上にある

 - *原発事故がいかに深刻、長期にわたる被害をもたらすかを知ったこと *安全神話が崩壊して「原発大事故 次も日本!?」を誰も否定できなくなったこと
- *原発が動かなくとも電力供給に支障がないことを体験したこと *原発は安いどころか最も高くつくことが国民の常識になりつつあること 〇こうしたことに確信を持ち、一層広げていくことが大切

2)、高レベル放射性廃棄物処理処分の見通しない原発再稼働はありえない

- 〇政府は高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けて「科学的特性マップ」を公表
 - *日本列島の三分の二を「好ましい」(全1718自治体のうち約1500自治体が該当。輸送の面で好ましいとされた海岸から20⁺。該当は約900自治体)としている
 - *地球深部は未知の部分が多いが、「科学的特性マップ」は現在の科学の到達点さえ反映していないずさんな もの
 - *今もつづく核のゴミ問題説明会の「やらせ」」
- ○もともと「トイレなきマンション」のまま原発開発に見切り発車した政府と電力会社の歴史的責任が改めて問 われる問題
 - *この問題は、原発再稼働でも改めて問われる問題

原子力規制委委員会(規制委)発足の5年の罪悪

- 3)、原丁川城門安安県本(城門安/元在マンジーマンラトル) ○「規制委」設置法成立(2013年6月)と合わせて原子炉等規制法が改訂され、原発の「原則40年運転」「特例60 年運転」を初めて法令化
 - *事故直後のドサクサにまぎれて、原発再稼働の道を法的に開く
 - *「規制委」は成立時から、実質上、原発の推進の任務を背負わされる。名は「規制委員会」だが、実体は 「推進委員会」
 - :規制庁関係者は原発の「原則40年運転」「特例60年運転」を「原子力の新たな規制」と言ってはばからな
- ○国際原子力機関(IAEA)の原子力規制委機関の国際基準から大きく逸脱した「規制委」
 - *福島第一原発事故後に、環境省の外局として「規制委」、その事務局として「規制庁」が置かれ、「規制委」 は三条委員会として独立性が高いとされたが、実体は原子力の「推進」に責任を負う機関であり、国際基準 からは大きく逸脱
- ○日本には、国際基準にもとづく原子力規制機関は存在しなかったし、現在も存在しない
- 「規制委」の適合性審査の新規性基準は福島第一原発事故の再発防止の保障にはならない 「規制委」は事故を起こした東京電力について「事業者」としての「適格性」認定

4)、「原発依存」が招いた日本のエイルヤー、「性力いへと 〇「原発依存」は日本の再生可能エネルギー開発を大きく阻害 「原発依存」が招いた日本のエネルギー、経済の大きな歪み

- *当初は風力発電技術などで世界をリードしながら現在は世界から著しく遅れる
 〇「原発依存」は日本経済を大きく歪める
- - *「原発依存」が大きいほど電力会社の経営を歪める
 - *「原発依存」の歪みは「東芝解体危機」に象徴的に示される
- ○「原発依存」から再生可能エネルギーへの転換
 - *日本列島の特徴を組み尽くす再生可能ネルギー開発へ
 - *自治体を軸とするローカルエネルギーネットワークの構築

- 5)、日本の原子力政策、福島原発事故、原子力災害対策の検証 〇日本の原子力政策、事故原因、損害賠償など災害対策の抜本検証は不可欠 *「事故対応費21.9兆円」をめぐって
 - - : 「原賠・廃炉」機構の事故対応費の枠組みは、基本は東電の請求にもとづいて国が同機構を通じて東電に 交付し、東電が被害者に支払う
 - : 国からの交付額は東電と他の原子力業者が一般負担金として東電は特別負担金としても返済
 - : この負担金について、同機構は事故対応費は本来、事前に措置すべきものであったが、それを怠っていたから事後分として電気料金で「後取り」するというもの : これは、「怠っていた」のではなく、国が

- 「怠っていた」のではなく、国が原子力損害賠償法成立時、原子力災害の被害額の試算を行い、それ が当時の国家子算相当額であることを承知しながら、国会審議でもその事実を隠蔽して、措置額を「1事業者当 たり50億円(現在1.200億円)」と意図的に低額にした歴史的「詐欺行為」が背景にあり、この社会的責任が改め て問われるもの
- *事故対応費の事前措置はないのに原発再稼働が行われる無責任体制は現在も続く
- ○日本の原発開発は「国策民営」という国と電力会社が責任をなすり合う無責任体制で推進――今もこの延長線上に ある

6)、北朝鮮のロケット攻撃の格好の目標は日本列島の原発群

- ○万が一にもロケット戦争になれば、日本列島の原発が格好の標的
- ○日本は核兵器禁止条約に加盟決意し、米ロ中に「核凍結」を迫りつつ、北朝鮮と対話するしかない

「原発・核燃からの撤退」「原発ゼロ」への合意形成

- ○「3.11」後、一貫して「福島を繰り返すな」「原発再稼働やめよ」「原発なくせ」の運動が全国各地で取り組まれ
- ○運転差し止めなどを求める裁判(「3.11」後4勝10敗)や刑事罰を求める裁判、事故の法的責任と被害の賠償を求める 裁判(全国で30件)が各地で取り組まれている。支援運動も広がりつつある
- ○これらの原発運動と核兵器廃絶運動、憲法9条改悪反対運動が相互に響きあいながら各地でいかに継続させていくか が大切

8)、福島県民に寄り添って

- ○全国各地に避難する子どもに対するいじめ問題
 - *大人社会の反映
 - : 政府が賠償を小さくすること、帰還の促進を強く進めてきたこと、被害者の実情の報道が不十分なことなどの 反映
 - : そんな中で、「多額の賠償金をもらっている」「なぜ帰らないのか。わがままだ」という誤った理解、歪んだ 見方がつくられる
- ○本来、みんなが力を合わせて困難を乗り越え、被害をもたらした加害者である東電や政府などに解決を求めるのが 当たり前
 - *国民同士の対立が煽られ、不満や歪んだ見方から来るうっ憤が被害者に向けられているのではないか
 - *これら国民の連帯を阻むものを乗り越える協同・連帯・共助の運動の一層の前進が求められる

V、原住連の主体形成

1)、原住連設立30周年の「自己紹介」——原発問題の基本認識、運動論など

- ○1987年12月13日、東京都新宿区市ヶ谷の「家の光ビル」で開かれた原発問題住民運動全国連絡センター懇談会で結 成
- ○「原発の危険に反対する」運動を住民運動の原点
- *思想信条の違いを超えて、原発の一般的是非の意見の違いを超えて、だれもが共同できる運動
 原住連は全国的地域的な「原発の危険に反対する」運動の推進と情報・経験を交流する場
- ○「原発の危険に反対する」運動論は「住民投票で3連勝」をもたらす力に *巻原発建設の是非をめぐる住民 投票(新潟県巻町: 1996年8月4日)

 - *柏崎川別原発へのプルサーマル計画の是非をめぐる住民投票(新潟県刈り村:2001年5月27日)
 - *原発誘致の是非をめぐる住民投票(三重県海山町:2001年11月18日)
- ○「原発の日本立地は六重の危険」――原発の日本立地は世界一危険
 - ①技術上一苛酷事故を構造上排除できない。危険、また放射性物質の処理・処分の見通しがない。危険
 - ②経済上一原発のリスクや必要経費さえ計上しない危険、また巨額投資の原発建設であればあるほど利益が保障さ れる総括原価方式の危険
 - ③地質上―世界有数の火山・地震国の立地の危険
- ④地理上一人口過密地帯への近接・集中立地の危険
- ⑤行政上一国際基準にもとづく原子力規制機関不在のもとの立地の危険
- ⑥営業上一営利優先の運転の危険
- *このうち①は世界共通、②~⑥は日本固有のもの
- ○「原発の日本立地の六重の危険」は国と電力会社の「安全神話」、「経済神話」との基本論争
- ○「苛酷事故の未然坊止」を最大の課題の一つとして取り組む
 - *米スリーマイル島(TMI)原発事故(1979年)、旧ソ連チェルノブイリ原発事故(1986年)を経て、国民監視網の強化に よる日本での苛酷事故の未然防止を最大の課題として取り組む
 - *原子炉の崩壊熱の除去のための機器冷却系の監視に重点的に取り組む
 - :中部電力に対しては、浜岡1、2号機の機器冷却系海水導管が砂地盤上に支持されており、東海地震時に液状化の危険があるとして抜本対策を要求。中部電力は、3号機増設時に、3号機の沈砂池から岩盤中に連携トンネルを加って1、2号機に繋ぐ連携トンネル工事を実施。不思議なことに中部電力は、これを液状化対策とし て未だに認めていない
 - : 東北電力に対しては、チリ津波(1960年)の際、引き潮が海抜「-8デュ」まで引いたことから、女川1、2号機の 機器冷却系の取水口に海水がとどかないことを指摘、対策を要求。東北電力は3号機増設時に、前面海底を

「-10.5~」まで浚渫する工事を実施。東日本大震災時に女川原発が辛うじて津波を被らず、苛酷事故を回避 しえたのは、この工事があったから

- :東京電力に対しては、チリ津波級で、福島第一、第二原発ともに機器冷却系の海水ポンプが津波を被るなど、運用不能となる事実が判明したことを受け、2005年以来、東京電力と粘り強く交渉。これは将来予測の話ではなく、現実にあったチリ津波への対処の問題で、指摘直後に対策を講ずるべき問題。東京電力は、この指摘を 一貫して無視し、苛酷事故を招く。「想定外の津波高さ」どころか、現実の津波対策さえ講じなかった東京電 力の責任は重大
- ○福島第一原発事故はこの六重の危険が一挙に顕在化
- ○「原発の危険に反対する」運動論は「原発・核燃からの撤退」「原発ゼロ」運動でも有効

- 2)、「げんぱつ」読者が住民運動を支える○この間の「げんぱつ」読者の増減 首都圏の読者の拡大が目立つ*「げんぱつ」読者の拡大 197人

 - * 「けんばつ」 読者の私太一197人 : 北海道6、青森1、岩手1、福島4、栃木9、群馬8、千葉8、埼玉60、東京34、神奈川32、長野8、新潟3、岐阜4、 大阪12、奈良1、兵庫3、広島1、鹿児島3 * 「けんぱつ」 読者の減数―90人 : 北海道2、青森4、岩手2、宮城4、福島16、茨城5、栃木1、千葉5、埼玉4、東京19、神奈川4、静岡1、山梨1、長 野1、新潟1、福井1、三重1、滋賀3、大阪4、兵庫4、岡山1、広島1、山口1、愛媛2、佐賀1

 - *「げんぱつ」読者拡大は早川篤雄代表委員の大奮闘
- ○目標を掲げた読者拡大を

- 3)、チェルノブイリ原発事故から30年「ベラルーシ・ウクライナの旅」報告書 ○「ベラルーシ・ウクライナの旅」(2016年9月28日~10月6日)の報告書『フクシマ惨事を繰り返さないために』の刊 行(本の泉社。2017年7月28日初版)
 - * 頒価1,000円
 - *800部
 - *独立採算制
- ○積極的に普及を

4)、財政報告について

- ○全国代表委員会(11月18日)はこの間の財政運営について、正確かつ健全に行われていることを確認したことを報告
 - *全国代表委員会は事務局からの決算報告書を受け、審議
 - *全国代表委員会は安部喧三会計監査委員の会計監査報告を受ける

5)、スタッフの若返りは喫緊の課題

(以上)

申し入れ

東京電力・小早川智明社長 殿

2017. 11. 20. 原発問題住民運動全国連絡センター 筆頭代表委員 伊東達也 東京都千代田区三崎町2-11-13 電話 03-5215-0577

福島第一原発事故から6年8ヵ月を経過し、福島は「転換期」を迎えています。 福島の「避難指示区域」等があった12市町村のうち2017年4月1日までに10市町村で「帰還宣言」(「帰還困難区域」を除いて)が出されましたが、現在も10万人を超える人々が故郷に戻れないでいます。事故直前、12市町村の避難区域に住んでいた住民登録総数は147,475人で99,743人が戻れないでいます。67.6%にものぼっています。さらに、国がいう「自主避難者」は2017年3月で支援を打ち切りられるまで2万人を超えていましたが、その帰還者数は公表されておらず、実際には、これらの人々を合わせれば、11万人以上の人々が故郷に戻れないでいます。空前絶後の惨事が続いています。その背景には、国と東京電力が原発事故の加害責任を認めず、被災者・被災地対策、事故収束対策に真摯に取り組んでいまた。

ないことが指摘されます。

国と東電は、このような問題の深刻さに正面から向き合うことを厄避して、あろうことか「福島切り捨て」に舵を切って います。

それは、福島大惨事を顧みもせず、一方的に避難指示解除と「帰還宣言」することと合わせて、賠償等を打ち切ったこと に端的に示されています。

また、原子力規制委員会は、新規制基準の適合性審査とは別に、原発事故を起こした東電の原子力事業者の「適格性」を 問いながら、その審議経過にも反して一転「適格性」を認めたことに示されています。

さらに、、東電が柏崎刈別原発の再稼働に軸足を移したことに示されています。 私たちは、この「転換」を断じて許すわけにはいきません。 私たちは、国と東電が福島第一原発事故に対する加書責任を率直に認め、根本的反省を行い、被災者・被災地対策、事故収束対策などに真摯に取り組むことを改めて要請します。